## 答申第143号(諮問第204号事案)

## 答 申

#### 第1 審査会の結論

宮城県教育委員会が行った決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成25年9月9日、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。)第4条の規定により、宮城県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、次に掲げる文書について開示の請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
  - (1) 文部科学省調査「東日本大震災における学校等の対応等について」の文部科学省から返された宮城県分のデータ
  - (2) 東日本大震災の被害等に関する各学校,地教委からの報告文書 (H23, H24年度分)
  - (3) 日本スポーツ振興センターの弔慰金に関する宮城県分のデータ
- 2 実施機関は、本件開示請求のうち、上記1の(1)及び(3)に対応する行政文書として、次のものを特定した。
  - (1) 「平成23年度東日本大震災における学校等の対応等に関する調査報告書」(以下「本件行政文書」という。)
  - (2) (独)日本スポーツ振興センター東日本大震災特別弔慰金市町村別支給状況集計
  - (3) (独)日本スポーツ振興センター東日本大震災特別弔慰金個人別支給状況 一覧

その上で、(1)及び(2)の行政文書を開示し、(3)については、部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成25年10月15日付けで異議申立人に通知した。

3 これに対し、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号) 第6条の規定により、本件処分のうち、本件行政文書について、平成25年 10月29日付けで異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件処分を取り消し、異議申立人が求める文書を開示することというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は,異議申立書において述べて いる内容によると,おおむね次のとおりである。

異議申立てに係る処分の開示文書は、異議申立人が求めた文書ではない。 今回開示された文書は、既に平成25年1月29日「ス第532号」で申立人に開示されている文書である。

この文書は、文部科学省から提供されたデータに実施機関のデータを付け 足して、実施機関としてまとめた文書である。それは、データの学校数から 判断できる。

開示文書のデータは848校となっている。この数は、文部科学省から提供されたデータに未回収分を付け加えた宮城県のデータである。

文部科学省から提供されたデータは、712校である。私が求めているのは、文部科学省から提供された712校分のデータである。

同じ文部科学省調査のデータを福島県に請求したところ、開示された文部 科学省のデータの自由記述には、各学校名が記載されている。とすれば、宮 城県に提供された文部科学省から提供されたデータにも各学校名が記載され ていると考えられる。

申立人は、今回の調査から大震災の教訓を引き出すためには、学校名が必要と考える。学校名がわかることで、学校の自然環境と社会環境がわかり、 記述された内容が理解される。具体的教訓が、身につまされて理解できる。

以上のことから,今回,開示した文書は,申立人が請求した文書ではない。 学校名が記載されている文部科学省のデータの開示を改めて求めるものであ る。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容を総合すると, おおむね 次のとおりである。

文部科学省が平成24年1月に実施した「平成23年度東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」における調査は、東日本大震災を受

けて,文部科学省における防災教育施策の充実と改善の基礎資料とするため, 東北地方太平洋沖地震及びそれに伴って発生した津波によって受けた被害状 況や学校等での対応等について,岩手県,宮城県,福島県の全ての学校等を 対象として実施された。また,この調査は,今後の防災教育の在り方につい て検討するための調査であり、学校等の対応等について全体的な傾向を把握 するために実施されたものである。

この東日本大震災において、宮城県では幼児、児童及び生徒の死者・行方不明者が430名、教職員も22名が犠牲になった。二度とこのような犠牲者を出さない防災教育及び防災体制の再構築に全力で取り組んでいかなければならない。

そのため、宮城県では「みやぎ学校安全基本指針」を策定することとし、 その指針に今回の震災の教訓を生かすため、文部科学省調査のうち、岩手・ 福島県分を除いた本県分のみの調査結果を独自に取りまとめることとした。 そこで、平成24年3月に文部科学省に対し、本県分の集計データの提供を依頼した。

### 第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例は,「地方自治の本旨にのっとり,県民の知る権利を尊重し,行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより,「県政運営の透明性の一層の向上を図り,もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うさ

れるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及 び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄 与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解 釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

#### 2 本件処分について

#### (1) 本件行政文書取得の経緯について

他方、実施機関においては、東日本大震災を踏まえ、学校での安全教育、安全管理及び組織的な活動にどのように取り組むべきか等を示す「みやぎ学校安全基本指針」を策定することとし、当該策定にあたって、前述の文部科学省実施の調査のうち、宮城県分の調査結果を独自に取りまとめることとした。そのため、実施機関は、平成24年3月、文部科学省に対し、同省実施の調査における本県分の集計データの提供を依頼したところ、同省から、受託業者から直接提供を受けるように指示を受けている。その際、実施機関は、宮城県分が全て回収されていないことが分かったため、受託業者から未提出学校等のリストの提供を受け、当該学校等へ回答するように再依頼を行っている。その結果、実施機関は、平成24年4月、受託業者から712学校等のデータに加え136学校等の再依頼により提出されたデータを合わせた848学校等の集計データとして、「調査結果を集計した数及び自由記述をまとめたもの」について提供を受けたものである。

なお、実施機関は、提供を受けた集計データをもとに、「平成23年度

東日本大震災における学校等の対応等に関する調査報告書(宮城県分)」 (平成24年8月公表)及び「みやぎ学校安全基本指針」(平成24年 10月策定)を作成している。

## (2) 本件行政文書について

本件行政文書は,第2の2の(1)に掲げる文書であり,「平成23年度東日本大震災における学校等の対応等に関する調査報告書(宮城県分)」等を作成するために上記(1)の経緯により受託業者から取得した宮城県分848学校等の集計データからなっている。

#### (3) 本件処分について

異議申立人は、開示を求めているのは、文部科学省から提供されたデータであり、福島県から開示された文部科学省のデータの自由記述には各学校名が記載されていることから、宮城県に提供されたデータにも各学校名が記載されているはずであると主張している。

しかしながら、実施機関は、上記(1)のとおり、本件行政文書の集計データは文部科学省からは提供を受けておらず、受託業者から提供を受けた宮城県分848学校等の集計データを特定したものと認められる。

また、受託業者から実施機関の担当者宛てに送信された電子メール及び添付ファイルを確認したところ、当該添付ファイルには、自由記述等に係るデータが記載されており、当該自由記述に係るデータには、本件行政文書として特定した文書に記載されている項目が記載されているものの、学校名については記載されていなかった。このことから、実施機関は、学校名が記載された文書は保有していないと認められる。

よって,本件開示請求に対応する文書として本件行政文書を特定したとする実施機関の説明には、特段不自然又は不合理な点は認められず、首肯 し得るものと認められる。

## 3 結論

以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が本件開示請求に対応する文書として本件行政文書を特定したことは、妥当である。

#### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

# 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25.11.26	○諮問を受けた(諮問第204号)。
26. 6.23	○事案の審議を行った。
(第334回審査会)	
26. 7.22	○事案の審議を行った。
(第335回審査会)	
26. 8.25	○事案の審議を行った。
(第336回審査会)	
26. 9.24	○事案の審議を行った。
(第337回審査会)	
26.10.27	○事案の審議を行った。
(第338回審査会)	
26.11.26	○事案の審議を行った。
(第339回審査会)	

## (参考)

## 宮城県情報公開審査会委員名簿 (五十音順)

(平成26年9月30日まで)

氏		名		区 分	備考
蘆	<u> </u>	順	美	学識経験者	会長職務代理者
坂	野	智	憲	法律家	
渋	谷	雅	弘	学識経験者	
杉	Щ	茂	雅	法律家	会長
矢	吹	眞理子		情報公開を理解する者	

## (平成26年12月24日現在)

氏		名		区 分	備考
蘆	立	順	美	学識経験者	会長職務代理者
齌	藤	信	_	法律家	
坂	野	智	憲	法律家	会長
渋	谷	雅	弘	学識経験者	
矢	吹	眞理子		情報公開を理解する者	